

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)



水道事業者 殿

令和 2年 6月 22日

申請者 氏名又は名称 株式会社岡野土木建材

〒633-0234

住所

奈良県宇陀市榛原高塚80番地

代表者氏名

代表取締役 岡野仁志

電話番号 0745-82-1615

FAX番号 0745-82-6838

メールアドレス m.okano@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	



指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年2.6月22日

届出者

氏名又は名称 株式会社岡野土木建材
 住 所 奈良県宇陀市榛原高塚80番地
 代表者氏名 代表取締役 岡野仁志



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社岡野土木建材 オカノドボクケンザイ		
住 所	奈良県宇陀市榛原高塚80番地		
フリガナ 代表者の氏名	オカノヒトシ 代表取締役 岡野仁志		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
・代表者の変更	代表取締役 岡野 平太夫	代表取締役 岡野 仁志	平成 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。



誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2年6月22日

申請者

氏名又は名称 株式会社岡野土木建材

住 所 奈良県宇陀市榛原高塚80番地

代表者 氏名 代表取締役 岡野仁志 印



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県宇陀市榛原高塚80番地
株式会社岡野土木建材

会社法人等番号	1500-01-009864	
商 号	株式会社岡野土木建材	
本 店	奈良県宇陀市榛原区高塚80番地	平成18年 1月 1日変更
		平成18年 1月 4日修正
	奈良県宇陀市榛原高塚80番地	平成23年 4月 1日変更
		平成23年 4月 1日修正
公告をする方法	奈良県内において発行する奈良新聞に掲載して する。	
会社成立の年月日	平成1年10月2日	
目的	1. 土木建築工事 2. 建築用材料の販売 3. 不動産の所有、売買並びに賃貸借 4. ガソリンスタンドの経営 5. 貨物自動車運送事業 6. 自動車運送取扱事業 7. 貨物運送取扱事業 8. 自動車貸渡事業 9. 自動車整備事業 10. 自動車、中古自動車、その他輸送用機器及びそれらの部分品並びに付属品・用品の企画、製造、取付作業及び販売、仲介、輸出入 11. 倉庫貸業 12. 造園工事業 13. 産業廃棄物の収集運搬及び処分業 14. 一般廃棄物の収集運搬及び処分業 15. 産業廃棄物及び一般廃棄物の再生処理業 16. 碎石業 17. 自動車解体業 18. 自動車破碎業 19. 管工事業 20. 前各号に附帯関連する一切の事業	
	平成22年12月 1日変更 平成22年12月 6日登記	
発行可能株式総数	<u>1600株</u> <u>5000株</u>	
	令和1年 9月 2日変更 令和1年 9月 9日登記	

奈良県宇陀市榛原高塚80番地
株式会社岡野土木建材

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年5月2日登記
	令和1年9月2日廃止	令和1年9月9日登記
資本金の額	金5000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成26年10月1日変更	平成26年10月1日登記
役員に関する事項	取締役 岡野平太夫	平成19年12月31日重任 ----- 平成20年1月11日登記
	取締役 岡野平太夫	平成29年12月30日重任 ----- 平成30年1月15日登記
		平成30年9月11日死亡 ----- 平成30年9月21日登記
	取締役 岡野仁志	平成19年12月31日重任 ----- 平成20年1月11日登記
	取締役 岡野仁志	平成29年12月30日重任 ----- 平成30年1月15日登記
	取締役 兵頭輝子	平成19年12月31日重任 ----- 平成20年1月11日登記
	取締役 兵頭輝子	平成29年12月30日重任 ----- 平成30年1月15日登記

奈良県宇陀市榛原高塚80番地
株式会社岡野土木建材

	取締役 <u>岡野正嗣</u>	平成26年10月 1日就任
		----- 平成26年10月 1日登記
	取締役 <u>岡野正嗣</u>	----- 平成29年12月30日重任
		----- 平成30年 1月15日登記
	取締役 <u>岡野融成</u>	----- 平成30年 9月 8日就任
		----- 平成30年 9月21日登記
	<u>奈良県宇陀市榛原区三宮寺280番地</u> <u>代表取締役 岡野平太夫</u>	----- 平成19年12月31日重任
		----- 平成20年 1月11日登記
	<u>奈良県宇陀市榛原三宮寺280番地</u> <u>代表取締役 岡野平太夫</u>	----- 平成23年 4月 1日変更
		----- 平成23年 4月 1日修正
	<u>奈良県宇陀市榛原三宮寺280番地</u> <u>代表取締役 岡野平太夫</u>	----- 平成29年12月30日重任
		----- 平成30年 1月15日登記
		----- 平成30年 9月11日死亡
		----- 平成30年 9月21日登記
	<u>奈良県宇陀市榛原三宮寺280番地</u> <u>代表取締役 岡野仁志</u>	----- 平成26年10月 1日就任
		----- 平成26年10月 1日登記
	<u>奈良県宇陀市榛原三宮寺280番地</u> <u>代表取締役 岡野仁志</u>	----- 平成29年12月30日重任
		----- 平成30年 1月15日登記
	<u>奈良県宇陀市榛原栗谷24番地の1</u> <u>代表取締役 岡野正嗣</u>	----- 平成31年 1月11日就任
		----- 平成31年 1月17日登記
	<u>奈良県宇陀市榛原榛見が丘一丁目11番地の1</u> <u>2アーバビルF101号室</u> <u>代表取締役 岡野融成</u>	----- 平成31年 1月11日就任
		----- 平成31年 1月17日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年 7月27日移記	

奈良県宇陀市榛原高塚80番地
株式会社岡野土木建材



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和2年6月5日
奈良地方法務局
登記官

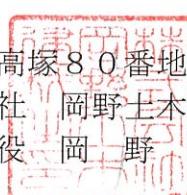
南 英 樹



株式会社岡野土木建材定款

株式会社岡野土木建材の現行定款の原本どおり相違ありません。

奈良県宇陀市榛原高塚80番地
株式会社 岡野土木建材
代表取締役 岡野仁志



令和 年 2月 22日

株式会社岡野土木建材定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社岡野土木建材と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1, 土木建築工事

2, 建築用材料の販売

3, 不動産の所有、売買並びに賃貸借

4, ガソリンスタンドの経営

5, 貨物自動車運送事業

6, 自動車運送取扱事業

7, 貨物運送取扱事業

8, 自動車貸渡事業

9, 自動車整備事業

10, 自動車、中古自動車、その他輸送用機器及びそれらの部分品並びに付属品・

用品の企画、製造、取付作業及び販売、仲介、輸出入

11, 倉庫貸業

12, 造園工事業

13, 産業廃棄物の収集運搬及び処分業

14, 一般廃棄物の収集運搬及び処分業

15, 産業廃棄物及び一般廃棄物の再生処理業

16, 碎石業

17, 自動車解体業

18, 自動車破碎業

19, 管工事業

20, 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県宇陀市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、奈良県内において発行する奈良新聞に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、5,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第7条 当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第8条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 14 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第 15 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 16 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 2 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面ですることを要しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。複数の取締役を置く場合は、取締役の過半数の決定により、取締役社長がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定により定める順序により、他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは株主総会において出席株主中から選出する。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 19 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるも

のに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 21 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行つた取締役又は議長、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において株主総会の日から 10 年間備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(員数)

第 22 条 当会社の取締役は、1 名以上とする。

(取締役選任及び解任の方法)

第 23 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 25 条 当会社に複数の取締役を置く場合、取締役の互選によって、代表取締役を選定し、その者を社長とする。複数の代表取締役が選定された場合は、それらの者の中から社長を 1 名選定する。取締役 1 名のみを置いた場合は、その者を代表取締役とし、社長とする。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 28 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 29 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上は当会社の現行定款に相違ない。

令和　　年　　月　　日

奈良県宇陀市棟原高塚 80 番地

株式会社岡野土木建材

代表取締役　　岡　野　仁　志

委任状

令和 2年6月22日

水道事業者様

申請者

所 在 地 奈良県宇陀市榛原高塚80番地

商号又は名称 株式会社岡野土木建材

代表者 氏名 代表取締役 岡野 仁志

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

所 在 地 奈良市大宮町3-5-35

アクティブ宝泉ビル6階

TEL 0742-36-7117

FAX 0742-36-7667

商号又は名称 成田行政書士事務所

代理人 氏名 成田 憲司

(委任事項)

記

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書等の作成及びその提出の件
2. 上記に関する訂正等一切の権原

以下余白